

令和2年9月9日
交 通 局

職員の懲戒処分等について

東京都交通局長は、本日、地方公務員法に基づく職員の懲戒処分等を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1 公物処理不適正及び営利企業従事制限違反

(1) 懲戒処分の内容等

職層	年齢	性別	内 容
主事	43	男性	停職6月間

(2) 事故の概要

事故者は、平成28年2月下旬から職場保有の自転車を自身の通勤用に使用するとともに、職場の貸与品を自身で使用するために許可なく持ち帰った。また、事故者は、平成28年頃から許可を得ることなく営利企業にアルバイトとして従事し、報酬を得た。

2 営利企業従事制限違反、業務用端末の不適正利用等

(1) 懲戒処分の内容等

職層	年齢	性別	内 容
副参事	57	男性	停職1月間

(2) 事故の概要

事故者は、少なくとも平成20年頃から許可を得ることなく継続的に兼業を行い、報酬を得た。

また、事故者は、勤務時間内外において、業務用端末等を使用し私的メールの送受信、資料の印刷、公用電話の私的利用を行った。

3 事務の不適正処理

(1) 懲戒処分の内容等

ア 事故者

職層	年齢	性別	内 容
主事	63	男性	停職1日間

イ 管理監督者
副参事 文書注意

(2) 事故の概要

事故者は、令和元年11月に、お客様からお預かりした書類を他の廃棄書類とともに誤って裁断処理したと思い込み、虚偽の情報に基づき同書類を作成した。その後、正規の書類が発見されたことにより、事故が発覚した。

4 業務中の私物携帯電話使用

(1) 懲戒処分の内容等

ア 事故者

職層	年齢	性別	内 容
主事	37	男性	減給 60分の1 1月間

イ 管理監督者
副参事 口頭注意

(2) 事故の概要

事故者は、平成30年7月から平成31年2月頃までの間に複数回、勤務中において携帯を禁止されている私物スマートフォン及びタブレット端末を携帯し、執務場所付近の撮影を行い、知人に送信した。

5 バス乗務中の人身事故

(1) 懲戒処分の内容等

職層	年齢	性別	内 容
主事	32	男性	戒 告

(2) 事故の概要

事故者は、令和元年5月29日18時40分頃、江東区内を走行中、誤ってバス前扉を開扉させた。これにより乗客1名が車外に転落し、傷害を負った。

6 公務外の酒気帯び運転

(1) 懲戒処分の内容等

氏名	所属	職層	職種	年齢	性別	内容
荒井 文裕 あらい ふみひろ	自動車部	主事	自動車運輸 (バス運転)	59	男性	懲戒免職

（2）事故の概要

事故者は、令和2年3月3日午前5時27分頃、埼玉県越谷市において酒気を帯びた状態で自家用車を運転し、赤信号停止中の大型トレーラーに追突する事故を発生させ、その一部を破損した。